

プロローグ

私たちはいつから、自分の「最期」を誰かに委ねるようになったのだろうか？

そして、その「誰か」は、本当に人間だろうか？

2023年のサンフランシスコ。

弟夫婦とともに、介護施設にいた叔母を訪問したあの夏の日の出来事が、こんなにもその後の人生を変えてしまうことになるとは、その時の私には知る由もなかった。

60年代の初め、日本から版画を学びにカリフォルニアに渡り、その後現地で結婚し、画家として活躍していた叔母は、まるでアメリカンドリームを絵に描いたような、いつも凛^{りん}として才能に溢^{あふ}れる、私の憧れの女性だった。

だが年をとって自宅を売却し、夫と二人で施設に入居した後、彼女の人生はゆっくりと、別方向に向かい出す。認知症を発症した夫が亡くなってから、何度も「死にたい」と口にするようになったのだ。

高齢者の安全を守る介護施設で、意図的に死ぬのは難しい。

そこで叔母は、施設で出される食事を口にするのをやめることにした。

これなら自然と死ぬるだろう。けれど、うまくいかなかった。

血糖値が下がりすぎて眩暈^{めまい}がし、倒れたところをスタッフが発見、即座に近くの病院に運ばれたのだ。栄養点滴を入れられながら、叔母は確信した。

〈私は、死にたくても死なせてもらえない〉

二度の脳梗塞で視力を失い、大好きな読書もできなくなった叔母は、自力で人生の幕を引くことさえ禁じられ、文字通り絶望の真ただ中にいた。

だが、ある一本の法律が、彼女を救うことになる。

〈終末期選択法〉(End of Life Option Act)。

2015年に、当時のジェリー・ブラウン知事が署名して成立したこの法律は、文字通り、自らの意思で命を絶つ権利を認める法律だ。

医師が薬を注入する「安楽死」ではない。医師が処方した致死性の薬を、患者本人が自分の意思で服用する、自己責任バージョンだ。

ただし、そこには厳しい条件がある。

- ・ 18歳以上で、カリフォルニア州の居住者であること。
- ・ 余命6カ月以内の診断を、2人の医師が確認していること。
- ・ 自分で判断できる能力があること（認知症は対象外）。
- ・ 誰にも強制されず、100%自分の意思で〈死〉を望んでいること。

この手法を希望する場合、まずは口頭で2回要請した後、書面でも提出する。当初は1回目と2回目の口頭要請の間に15日間の待機期間があったが、2021年に州政府が効率化した内容に改訂。2022年からはこの間隔がわずか48時間に短縮され、申請から数日で実行できるという、驚きのスピードに変わっていた。

条件を全て満たしていた叔母の申請が、速やかに審査を通過したという知らせが届いた時、彼女は泣いて喜んだ。施設で飲食を拒否して死のうとした叔母に、二度と同

じことをしないよう説得した私の弟は、その姿を見て複雑な気持ちになったという。

最後の日。窓から西海岸の暖かい光が差し込む部屋には、満面の笑みの叔母が、冗談を言う声だけが響いていた。

彼女は「ありがとう」「ありがとう」と、部屋にいた皆に向かって何度も感謝の言葉を口にする、明るく「バイバーイ」と言つて錠剤を水で飲み込み、自らの意思で、その長い旅路に幕を引いたのだった。

あとになってこの時のことを話しながら、弟は私にこう言つた。

「ある意味、すごい幸せな死に方だったのかもな」

だが日本に帰国した私の方は、底の見えない暗闇から抜け出せなくなった。

あの日サンフランシスコで叔母が見せた晴れやかな笑顔を思い出すたびに、言葉にならない悲しみと、行き場のない虚無感が、さざ波のように繰り返し押し寄せてくる。

なぜ命を絶った彼女が最後まで満面の笑みを見せ、
なぜ生きている私がこれほど苦しいのだろうか？